

# 蕃童教育所の教員が巡査であったこと

——日本植民地下台湾の先住民教育の担い手に関する基礎的考察——

北村 嘉 恵

## (要約)

台湾先住民の子どもを対象とする初等教育機関・蕃童教育所は警務局の管轄下におかれ、巡査がその教員を兼ねた。本稿の課題は、先住民教育の担い手となった巡査の実態を解明し、そのことを通じて台湾総督府の先住民政策における蕃童教育所の位置を考察することにある。主な資料は、警察関係の統計、官庁出版物、雑誌、部内簿冊等である。総督府が教育所教員としてどのような人材を配したかを通観すれば、総督府が先住民教育の担い手のために講じた措置はごく限定的なものであったことが歴然とする。1920年代半ば以降には、先住民教育が先住民政策の「要」であるといった文言が散見されるようになるものの、総督府が教育担任者養成のために予算をともなった十全な措置を取らなかった以上、教育所教員の問題は先住民政策において低い位置を占めるにとどまったと見るべきであり、そのことが先住民教育実践上の隘路ともなっていたのである。

## はじめに

台湾総督府が先住民の子どもを対象として設立した初等教育機関・蕃童教育所は警察本署の管轄下に置かれ<sup>1</sup>、駐在所の巡査および警手が教員を兼ねた。本稿の課題は、この先住民教育の担い手となった巡査<sup>2</sup>の実態を解明し、これを通じて総督府の先住民政策における蕃童教育所の位置を考察することにある。

### 1. 問題の所在

蕃童教育所の教員が巡査であったことについては、日本植民地史研究ではよく知られており、台湾先住民教育史上の特徴の一つとしてしばしば指摘される。しかし既往の研究では、教員を担った巡査の実態の解明はほとんど進んでおらず、巡査が教員を兼ねたことの教育実践上の意味についても一定の議論を展開したものは僅かである。

近藤正己は、霧社事件（1930年）により顕在化した先住民統治上の問題に総督府がいかに対処しようとしたかを詳細にあとづけるなかで、教化策の比重が相対的に高まったことを論証している<sup>3</sup>。本稿は基本的にこのような把握を踏襲するものである。しかし、教員の担い手の実態については概説的な把握にとどまり、教育所教員として「教育経験者」や「比較的教養の高い」巡査が用いられたとする指摘は論拠が示されておらず、「執務の傍ら」であったという指摘は事実であるとしても、そのことが具体的にどのような問題につながっていくのかについての言及はない<sup>4</sup>。

巡査の教育程度や職歴を分析したものに郭錦慧の研究がある<sup>5</sup>。1920年代初頭の甲種巡査<sup>6</sup>の大半が高等小学校卒業程度の学歴で農業からの転職者であるとの指摘は、大枠として参考にはなるものの、教員を担った巡査については巡査全体から類推するにとどまり、教育所教員の分析としては不十分である。

松田吉郎は、『台湾警察協会雑誌』を用いて霧社事件前後の教育所教員をめぐる議論を整理している<sup>7</sup>。総督府高官が教員にもっぱら「人格者」たることを求めていたこと等、この時期の当局者の議論や認識の動向を追究する手がかりとなる論点がいくつか提示されてはいるものの、同誌上の議論をあとづけているのみで、実態についてはもっぱら言説からの推測にとどまり、そうした議論が実態に照らしてどのような意味をもったのかといった問題には迫っていない。

教育所教員の実践に焦点をあてて総督府の先住民教育政策の展開をあとづけたものに山路勝彦の研究がある<sup>8</sup>。『蕃地教育』『理蕃の友』等を活用して教育実践の諸相を示す資料が幅広く紹介される一方で、総督府高官や警察職員の「熱意」が葛藤なく調和し総督府の「教育戦略」が貫徹していたとする叙述は、むしろ平板なものとなっている。

このほか、聞き取り調査にもとづく事例報告がある<sup>9</sup>。具体的な地域に即して実態を把握することはもちろん重要な課題ではあるが、いずれの報告もそうした事例が先住民教育史上どのような意味をもつのかの検討には及んでいない。

以上を通じて指摘できるのは、既往の研究は教育所の教員が巡査であったという事実については揃って指摘しているにもかかわらず、その実態に関する把握が乏しいということである。とりわけ総督府が教育所教員の担い手としてどのような人材を配したのか、そのことが教育実践上どのような意味をもったのか、といった基礎的な問題に関する検討は不十分である。

教育所の教員が巡査であったことは、しばしば植民地下の先住民教育の「暴力性」「低劣さ」の象徴的事例として語られる。あるいは逆に、教員であった巡査を追慕する教育所経験者の証言等を取りあげて、巡査の「熱意」「尽力」により達成しえた植民地統治の成功例であるかのように語られることもある。いずれも教員の実態の解明が不十分なまま、そのことが持った意味に関する議論が先行しているのであり、かかる状況は打開されねばならない。本稿は、そのための基礎作業である<sup>10</sup>。

## 2. 本稿の課題

以上をふまえて、本稿は、①蕃童教育所の制度的特徴を概観したうえで、②どのような人々が蕃童教育所の教員となったのかを、民族・語学力・教育程度・教習課程・勤続期間等の各観点から把握するとともに、③教育実践上どのような問題があったのかを検討する。対象時期は、駐在所附設の蕃童教育所が開設されはじめた1900年代半ば頃から日本による台湾統治が終焉する1945年までとする。

ただし、先住民政策に関する公文書は1900年初頭以降ほとんど残っておらず、教育所教育に関する議論が新聞・雑誌上に散見されるようになるのは1920年代半ば以降である。また、文教関係部局の出版物や台湾教育界の主要メディアであった『台湾教育会雑誌』等では先住民教育に

関する記録はごく限られている。このような史料の状況自体が為政者にとっての先住民教育の位置を反映しているといえるが、このため時期による変化をたどるには制約があり、とくに③については主に1930年代に限定されざるをえない。

本稿が用いる資料は、主に警察関係の官庁出版物、雑誌、部内簿冊等である。計数的な把握は、台湾総督府警務局『警察概要』『蕃人教育概況』等の統計に依る。同『台湾総督府警察統計書』はこれまでほとんど活用されていないが、教育担任者に関しては最も詳細な資料である。教育所教育の実態については、台湾警察協会『台湾警察協会雑誌』（および後続誌である『台湾警察時報』）や台湾総督府警務局理蕃課『理蕃の友』といった従来も活用されてきた雑誌のほか、花蓮港庁警務課『蕃地教育』および「教育所台帳」を用いる<sup>11</sup>。『蕃地教育』は教育所通信の形をとっており、庁下の教育担任者による近況報告の叙述は『理蕃の友』等に比して多彩である。「教育所台帳」はこれまでほとんど利用されていないが、個別の教育所に即して通時的に動向を把握できる点で貴重な資料である。

なお、本来ならば、総督府がなぜ教育所教員を巡査の兼任としたのかという基礎的な問題の検討がまず必要である。だが、特別行政区域<sup>12</sup>が警察行政の管轄下にあったことに制約されたと推察されるほかは、事実関係を直接検証しうるだけの資料がなく、今後の課題とせざるをえない。

また、巡査が教育所教員を兼ねたことについて、就学率の上昇過程や高砂義勇隊の徴募・送出過程での教員の関与といった観点から論じたものもある<sup>13</sup>。重要な論点ではあるが、教員が巡査であったこととの関係のみで論証しうる問題ではないと考え、本稿では論及しない。

先住民教育機関としては他に蕃人公学校があるが、本稿では検討の対象外とする。

## 第1節 先住民政策の展開と蕃童教育所

台湾総督府の先住民政策の展開には、大きく4つの画期を設定することができる。

1903年4月、総督府は警察本署の下に「蕃務掛」を設置し、従来、殖産局等が管轄してきた「蕃人蕃地二関スル事項」をすべて警察本署に移管した。これは、総督府による台湾制圧戦争の展開に対応している。総督府はもっぱら「殖産」事業推進上の課題として先住民政策を位置づけてきたが、1902年に平地の漢民族抗日ゲリラをほぼ制圧したのを契機とし、山地の先住民の武力制圧を緊要な政策課題と位置づけるに至った<sup>14</sup>。

1914年9月、佐久間左馬太総督は、約1,500万円を投入して進めてきた「五箇年計画理蕃事業」の完了を上奏した。同「事業」により総督府が制圧しえた地域はなお限られていたものの、総督府は、駐在所の設置とともに教化・授産・衛生等の施策に着手し、統治基盤の整備に腐心することになる。

1931年12月、前年の霧社事件に深甚な打撃を受けた総督府は、先住民統治体制の立て直しを図るべく、現場警察職員の指針として「理蕃政策大綱」を公布した<sup>15</sup>。大綱に示された内容自体は従前の方針を踏襲したものだったが、その具体化を期して、警備要員が増強されるとともに農業技師や視学官といった新たな人員が配置された。この時期以降、「一視同仁」をスローガンと

して前面に押し出しながら、「授産」および「教化」が政策課題の枢軸に位置づくようになる。

1937年7月、蘆溝橋事件を契機に総督府は数年来休止していた理蕃事務打合会を招集し、全島の理蕃課長・係長に対し先住民の「軽挙妄動」を警戒すべき旨指示するとともに、授産・教化等の諸事項について協議を行った<sup>16</sup>。先住民を一般法令の適用外とする特別統治体制に変更はなかったものの、日中全面戦争への突入を契機として、先住民を戦時総動員体制に包摂するための政策が展開されることになる<sup>17</sup>。

先住民教育の展開過程は、基本的に以上のような政策展開に規定された。各時期の特徴はおおよそ以下のように概括できよう。表1に蕃童教育所の設置数・児童数・推定就学率の変遷、表2に蕃童教育所の制度的概要を示した。

先住民征服戦争<sup>18</sup>が本格化するなか、総督府は、1908年3月に「蕃童教育標準」「蕃童教育綱要」「蕃童教育費額標準」を定め、先住民教育の指針を初めて示した。「蕃童教育標準」は、駐在所において先住民児童の教育を行うこと、「我が風俗習慣ニ化熟セシムル」ことを教育の目的とすること、教具・文具・給食等の経費は官費を支給すること、授業時間の過半は「耕作種芸手工」に充てること等を定め、「蕃童教育綱要」は教科目およびその概要を示した<sup>19</sup>。就学年齢や修業年限についての規定は盛り込まれていない。教員について特段の規定はないものの、この綱要が駐在所の行う児童教育に関するものである以上、駐在所在勤の巡査が担うことを想定していたと考えられる。これらの規定とともに民政長官名で関係各庁長あてに発せられた通牒は、駐在所の最大急務は「蕃人トノ親和意思ノ疎通ヲ図ル」ことであり、その「捷徑」は「彼少年子弟ヲ駐在所ニ出入」させることにあると述べている<sup>20</sup>。蕃童教育所は駐在所を拠点とした先住民掌握策の一端に位置づいていた。

表1 蕃童教育所の設置数・児童数・推定就学率の変遷

年	教育所 設置数	児童数			推定就学率
		男	女	計	
1900	0	-	-	-	-
1905	1	10	-	10	-
1910	24	182	35	217	1.48
1915	43	1,002	258	1,260	8.09
1920	103	1,684	495	2,179	13.93
1925	177	2,987	1,796	4,783	28.94
1930	172	3,922	2,773	6,695	39.70
1935	183	4,460	3,831	8,291	45.93
1940	180	5,126	4,970	10,096	53.14
1943	154	5,904	5,692	11,596	-

(注) 推定就学率は、先住民総数から算出した推定学齢児童数に基づき計算した。

(出典) 台湾総督府警務局『高砂族の教育』(1943年)。

表2 蕃童教育所の制度的概要

件名	「蕃童教育標準」	「教育所ニ於ケル教育標準」	「教育所ニ於ケル教育標準」
布達年月日	1908年4月	1928年1月	1941年4月
形式	民政長官通達(本蕃発第730号)	総務長官通達(総警第174号)	総務長官通達(総警第90号)
構成	全10条	全6章34条	全7章49条
対象	「蕃務官吏駐在所ニ於テ蕃童ノ教育ヲ為サントスルトキハ此標準ニ据ル」〔1〕	「国語又ハ台湾語ヲ常用セザル子弟ヲ教育スル為警察官吏駐在所又ハ同派出所ニ教育所ヲ置クコトヲ得」〔1〕	「国語又ハ台湾語ヲ常用セザル子弟ヲ教育スル為警察官吏駐在所又ハ同派出所ニ教育所ヲ置クコトヲ得」〔1〕
目的	「漸次我が風俗習慣ニ化熟セシムルヲ以テ目的トシ學術ノ教習ハ暫ク急務ト為サザル」〔3〕	「児童身体ノ発達ニ留意シ之ニ德育ヲ施シ国民タルニ必要ナル性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシメ善良ナル風習ニ慣レシメ兼ネテ生活ニ必須ナル近易ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス」〔2〕	「皇道ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」〔2〕
就学年齢	規定なし	満7歳以上〔29〕	満7歳以上〔44〕
修業年限	規定なし	4年〔8〕	6年または4年〔9〕
教科目	礼儀、倫理、耕作種芸、手工、国語、計数法、習字、唱歌〔「蕃童教育要綱」に依る〕	修身、国語、算術、図書、唱歌、体操、実科(農業、手工、裁縫)〔8〕	国民科(修身、国語、国史、地理)、理数科(算数、理科)、体錬科(体操、武道)、芸能科(音楽、習字、図、工作、家事裁縫)、実業科(農業)〔10〕
教員	規定なし	所長、教育担任者(各学級に1人)、教育担任補助者(特別の事情ある場合)〔5、6〕	所長、教育担任者(各学級に1人)、教育担任補助者(特別の事情ある場合)〔6〕
経費	教具、文具、給食等は官費〔4、5〕	教具、文具は官費。給食は地方庁の判断により官費〔28〕	規定なし
1学級の児童数	規定なし	40名〔7〕	50名〔7〕
設立・廃止の手続	庁長の申請に基づき総督が認可〔8〕	州知事または庁長が設置し総督に報告〔3、4〕	州知事または庁長が設置し総督に報告〔3、4〕
備考	本標準に則った教育所を甲種、それ以外を乙種とする	甲乙種の区別を廃止	教育所154ヶ所のうち40ヶ所が6年制(1943年現在)

(注)〔 〕内の数字は、当該事項を定めた条項を示す(1908年の教科目については「蕃童教育要綱」が別に定められた)。

(出典)「蕃童教育標準」：『蕃地警察法規』(奥付欠)、「教育所ニ於ケル教育標準」(1928年)：台湾総督府警務局『蕃人教育概況』(1935年)、「教育所ニ於ケル教育標準」(1941年)：台湾総督府警務局『高砂族の教育』(1943年)。

「五箇年計画理蕃事業」の最終年にあたる1914年、総督府は、先住民教育のために初めて予算措置を講じ、教育所費として約17,000円を計上した。「保安費」の項目下に立てられたこの教育所費は、当時地方費の約6割を占めていた警察費の0.5%に相当する<sup>21</sup>。教育所が漸増し始めるのは、駐在所の配置が進む1910年代半ば以降のことである。就学者数の増加傾向は1920年以降に、より顕著となる。

こうした教育所の就学状況をめぐり一定の変化を背景とし、1928年1月、総督府は総務長官

名で「教育所ニ於ケル教育標準」を発した。同標準は、教育目的に「国民タルニ必要ナル性格ヲ涵養」と明記したこと、就学年齢、修業年限、教員に関する規定をもうけたこと、給食の全面支給を廃したこと等の諸点において、先住民教育の新たな展開を示している。教育所教育に関する議論が警察関係の雑誌等に散見されるようになるのは、ちょうどこの時期である。

霧社事件で動揺した統治体制を立て直すべく、総督府は「教化」を前面に出した方針を示し、1932年には視学官制度を導入し各州庁の理蕃課に視学を配置した。1930年半ばには推定就学率が40%を越え<sup>22</sup>、教育所卒業教育が先住民政策における新たな課題として位置づくようになった。

1941年4月、戦時体制に対応すべく教育体制の改編が進むなか、「国民学校令」の施行と時を同じくして<sup>23</sup>、総督府は総務長官名で「教育所ニ於ケル教育標準」を新たに発した。同標準は、教育目的を「皇道ノ道ニ則リ」「国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」とした点や、5つの科からなる教科目編成とした点では、国民学校に準拠したものといえる。修業年限を6年に延長することを認めたが、1943年現在で6年制の教育所は40ヶ所で全体の約4分の1にすぎない<sup>24</sup>。

## 第2節 教育所教員の担い手

### 1. 特別行政区域の巡査・警手

#### 巡査・警手の配置状況

表3は、1910年以降の駐在所・派出所の設置数、幹部・巡査・警手の配置定員、普通・特別各行政区域の人口および面積をまとめたものである。まず、特別行政区域における住民1000人当たりの巡査数を単純計算すれば1910年には17.2人で、普通行政区域における1.2人の20倍近い警察力が投入されていたことになる。両者の格差は、時代が下るとともにやや縮まるものの、

表3 警察職員配置定員・機関数および人口・面積当たりの巡査数

	行政区分	警視	警部	警部補	巡査部長	甲種巡査	乙種巡査	警手	派出所駐在所数	人口(人)	面積(方里)	人口千当りの巡査数	1方里当りの巡査数
1910	普通	7	534		—	2,640	1,235	—	952	3,219,111		1.2	
	特別	—	104		—	1,918	187	4,502	155	122,106		17.2	
1921	普通	20	228	209	545	2,877	1,134	—	976	3,742,660	1,236.6	1.2	3.7
	特別	1	33	89	240	1,697	573	3,178	411	122,840	985.76	20.4	2.5
1931	普通	22	226	221	545	3,296	1,268	—	983	4,682,311	1,243.8	1.1	4.1
	特別	—	24	65	174	1,083	970	2,914	527	127,963	1,088.6	17.4	2.0
1940	普通	33	296	253	711	4,558	1,445	—	1,020	5,949,688	1,288.5	1.1	5.2
	特別	—	23	49	176	900	851	3,167	479	127,790	1,036.2	15.1	1.9

(注1) 1910年の「甲種巡査」欄は「巡査」、「乙種巡査」欄は「巡査補」、「警手」欄は「隘勇」の員数を示す。

(注2) 人口・面積当たりの巡査数には、警手を含まない。

(出典) 1910年：台湾総督府総督官房統計課『明治四十三年 台湾総督府第十四統計書』(1912年)、1921年：台湾総督府警務局『大正十年 警察概要』(1923年)、1931年：台湾総督府警務局『昭和七年 台湾の警察』(1932年)、1940年：台湾総督府警務局『昭和十五年 台湾総督府警察統計書』(奥付欠)。

1940年でも約15倍である。しかも特別行政区域には、巡査のもとで警備および雑役を担った雇員の警手が巡査の約1.5~2倍の規模で配置されていた。先住民族の集落が山岳地帯に散在していたという地理的要素を考慮に入れたとしても、総督府が総人口の5%に満たない先住民族に対して投入した警察力は相当なものであった。

#### 採用方法・養成課程

総督府は、このような大量の巡査の需要と、言語や法律を異にする植民地特有の課題に対応するため、独自の巡査養成機関を設けた。当初、巡査は巡査採用試験に合格した日本人に限ったが、1900年前後には欠員補充のため雇員の巡査補や無試験採用の枠を設けた。巡査補はもっぱら漢民族から試験採用とし、無試験採用は主に元警察官や軍隊経験者（憲兵・下士・上等兵で現役後二年以内）を対象とした<sup>25</sup>。また、「蕃界警備」専属の巡査は、体格検査および身元調査のみによる採用を認めた。軍隊経験者の無試験採用を認めたのは、人員確保のための対策でもあったが、先住民居住地での「警備」要員として兵器の使用に習熟した人材を必要としたからにほかならない。

1920年には巡査補を廃止し、新たに甲種・乙種巡査の区別を設けた。甲種巡査は総督府直轄の警察官及司獄官練習所（以下、警察官練習所と略記）で5ヶ月間、警察法や服務心得等の学科および兵式体操、撃剣等の術科からなる講習を行った。1900年の練習所規則によれば、週39時間のうち術科が3分の1、「土語」が4分の1を占めた<sup>26</sup>。乙種巡査は各州庁に設けた巡査教習所で2ヶ月以上の期間、警察大意や服務心得等の学科および操銃捕縄や警邏査察の方法等の実務に関する講習を行った。「蕃界警備」専属の巡査については、一般学科の講習がなく、執銃訓練のほか蕃務警察等の教習を1週間から1ヶ月の短期間で行った。

#### 待遇

総督府は、特別行政区域の勤務者には、所謂「外地加俸」に加えて「蕃地僻地特別手当」「就学児童特別手当」「妻帯手当」等の加俸制度を設け、人員確保につとめた。1920年11月12日公布の「台湾総督府巡査給与細則」（訓令第273号）によれば、「蕃地又ハ僻地」に勤務する者には、階級および勤務地の等級の種別に応じて2円から6円が加俸されたほか、15歳以下の子弟を有する者には1人当たり月額3円、妻帯者には月額2円が支給された<sup>27</sup>。日本人巡査に対する手当は初任20円で、15歳以下の子弟1人につき月額1円の加俸である。

#### 階級別・民族別構成

特別行政区域の巡査および警手の民族構成は表4のとおりである<sup>28</sup>。巡査部長以上は例外なく日本人である。甲乙巡査もほとんどが日本人であるが、1930年以降は先住民族の乙種巡査が3~4%程度存在する。平地では漢民族の乙種巡査が一定の比率で存在したが、特別行政区域では漢民族はほぼ皆無である<sup>29</sup>。警手については、1930年前後には日本人、漢民族、先住民族の比率がそれぞれ3割前後ずつであったが<sup>30</sup>、1937年以降は日本人の比率が減少し、先住民族が5割近くを占めるようになる。

駐在所1ヶ所あたりの配置員数を単純計算すると、1921年には日本人の甲種巡査が4.1名、日本人の乙種巡査1.4名、警手が7.7名である。1931年には甲種巡査が減少し、それぞれ甲種1.7

名、乙種 1.5 名、警手 5.3 名となり、この傾向は 1940 年前後までおおよそ変わらない。平地に設けられた派出所の場合は、1910 年代からほぼ一貫して 1ヶ所あたり甲種 3~4 名、乙種 1~2 名という構成になっていたから、特別行政区域では甲種巡査の占める割合が相対的に低かったといえる。

これらを総合すると、1910 年代半ば頃までに全島の各集落に設けられた駐在所には、2~3 名の日本人巡査のもとに、日本人、先住民族、漢民族の警手がそれぞれ 1~2 名ずつ配置されたことになる。総督府は、当初より特別行政区域への出入を認可制として厳しい規制を敷いており、山地の集落では先住民族が日常的に接する日本人はこれらの巡査・警手にほぼ限られていた。

表 4 巡査および警手の民族別構成 (各年末現在数)

年	勤務地	民族別	巡査部長	甲種巡査	乙種巡査	警手
1910		日	—	2,640	—	—
		漢	—	—	1,235	4,502
		先	—	—	—	—
1921		日	743	4,508	347	3,178
		漢	—	89	1,059	
		先	—	—	66	
1931	普通 行政区	日	559	3,020	27	—
		漢	6	160	1,004	—
		先	—	—	42	—
	特別 行政区	日	160	858	711	2,914
		漢	—	5	35	
		先	—	5	62	
1940	普通 行政区	日	820	3,589	426	—
		漢	11	267	1,112	—
		先	—	3	38	10
	特別 行政区	日	167	596	528	92
		漢	—	1	15	930
		先	—	7	66	1,412

(注 1) 「民族別」欄の「日」は「日本人」、「漢」は漢民族、「先」は先住民族を示す。

(注 2) 1910 年および 21 年は、行政区域別の民族別構成が不明。

(注 3) 1921 年および 31 年は、警手の民族別構成が不明。

(出典) 表 3 に同じ。

### 語学奨励策と警察官の語学力

次に、警察官の語学力がどの程度だったかを検討する。ここで指標とするのは、総督府が語学奨励策の一環として実施していた語学試験の合格証保持率である。



総督府にとって、植民地統治の日常的な業務を遂行するため、被治者の言語に通じた官吏の確保が緊要な課題であった。とりわけ警察官は「常ニ人民ニ直接シ」「民情視察」を職務とする点で、語学習得が切実に必要とされた。しかも、語学をマスターした警察官のなかには「報酬ノ饒多ヲ望テ民間ニ去ラントスル者」もいたから、総督府はなんらかの対応を講じざるをえなかった<sup>31</sup>。1898年4月、総督府は語学奨励および人員確保の一環として、判任文官および巡査・看守のうち通訳を兼掌する者に手当を支給することを定め、通訳兼掌者銓衡のため語学試験を実施することとした。

1922年公布の「台湾総督府警察及監獄職員語学試験規程」（訓令第205号）に基づいて、語学試験の概要を説明しておく<sup>32</sup>。試験は甲乙2種からなり、それぞれ年1回実施する。合格者は、試験結果に基づき甲（第1～7等）・乙（第8～10等）の等級を付した合格証書を取得し、翌年の試験までの1年間通訳兼掌者に任命される資格を有する。甲乙試験の区別は試験委員および受験資格による。甲種試験委員長は総務長官、乙種試験委員長は知事・庁長・監獄長で、試験委員は委員長が所轄下の職員を任命する。甲種試験の受験資格は甲種合格証書の保持者および乙種第8等の合格証書を有し且つ所属長官の推薦を受けた者、乙種試験は乙種合格証書の保持者および各官署の長の推薦を受けた者である。

試験の対象となった言語の種類は、当初「土語」として福建語および広東語、「蕃語」としてタイヤル語、ブヌン語、ツォウ語、アミ語、パイワン語、ピュマ語、ツァリセン語、ヤミ語で、後に「国語」（1901年）、外国語（1912年）、朝鮮語（1923年）が漸次加わった<sup>33</sup>。試験方法は筆記および口述（筆記合格者のみ）による。ただし、「蕃語」に関しては、「履歴及実務ノ成績」の審査が主で、口述・筆記のいずれも省略が認められていた<sup>34</sup>。これは「蕃語」の試験委員たりうる人材がなかったことによる。書類審査は、各地方長官が試験委員長あてに提出した成績調査書、すなわち、「如何ナル煩雜ノ事項ヲモ通辯シ得ル者」「稍煩雜ナル事項ヲモ通辯シウル者」「普通ノ事項ヲ故障ナク通辯シ得ル者」という基準にもとづき甲乙丙の等級を付した調書をもとに行われた。

では、合格証書の保持率はどれほどであったか（表5）。1931年、特別行政区域の日本人巡査のうち「蕃語」の証書所有者は、甲種2.5%、乙種26.4%である。同年の駐在所設置数をもとに単純計算すると、甲種合格証書を有する巡査は駐在所12ヶ所につき1名、乙種は1.2ヶ所につき1名となる。上述した試験の審査基準にしたがえば、「蕃語」による情報収集や指令伝達を「故障ナク」なしうる巡査がいる駐在所は、わずか12分の1にすぎなかった。言語別に見れば、タイヤル語の証書取得者が目立って多く、ツォウ、サイセット、ヤミはごく少ないうえ甲種は皆無である。また、民族別人口と対比すれば、タイヤル語およびブヌン語の多さが顕著である<sup>35</sup>。

一方、普通行政区域の日本人巡査のうち福建語・広東語の証書所有者は甲種6.4%、乙種37.8%で、それぞれ「蕃語」証書取得率の2.6倍、1.4倍となる。「蕃語」習得者の少なさは明瞭である。また、普通行政区域では、派出所4.3ヶ所につき甲種1名、同0.7ヶ所につき乙種1名の割合となっている。なお、「台湾人」（先住民族を含む）巡査のうち「国語」の証書所有率は甲種4.4%、乙種61.9%で、日本人巡査の証書保持率を大きく上回り、甲乙あわせて7割近くが日本語能力を

公的に示す証書を持っていたことになる。

以上述べた傾向は、年ごとに多少の変動はあるものの、1940年に入ってもさして大きな変化はみられない。

表5 警察官の語学試験合格証書保持者数

	「本島語」		「蕃語」								「国語」	朝鮮語	外国語	
	福建語	広東語	タイヤル語	サイセツ語	ブヌン語	ツォウ語	パイワン語	アミ語	ヤミ語	小計				
1921	763	100	249	—	53	0	83	32	4	425	481	—	5	
1931	甲	215	15	29	—	5	0	8	2	0	44	58	1	3
	乙	1,282	81	251	—	98	0	74	31	2	456	817	1	1
1935	甲	218	14	26	0	9	0	8	2	0	45	34	0	1
	乙	1,686	87	288	1	150	6	90	30	1	566	891	2	6
1940	甲	223	10	20	1	6	0	8	1	0	35	69	0	1
	乙	1,543	88	175	0	106	0	69	12	3	366	1,026	2	15

(注)「蕃語」の分類・表記法は時期により若干変化するが、1935・40年のものに統一した。表中の「—」は当該項目に相当する統計がないことを示す。1921年の「パイワン語」には「ツァリセン語」「ピュマ語」「シブケン語」を含めた。

(出典)1921、31、40年は表3に同じ。1935年：台湾総督府警務局『昭和十年 台湾総督府警察統計書』(1937年)。

## 2. 教育担任者の配置

### 階級別・民族別構成

総督府が教育所教員の配置を初めて明文規定したのは、1928年1月の総務長官通達「教育所ニ於ケル教育標準」(総警第174号)による。同標準は、「教育所ニ於テハ各学級ニ教育担任者一人ヲ置ク」(第6条)<sup>36</sup>ことと、「特別ノ事情アルトキハ教育担任補助者ヲ置クコトヲ得」と定め、それぞれ巡査、嘱託、雇員をあてるとした。

ただし、専任の教育担任者が別途配置されたのではなく、既往の巡査定員の枠内での対応であった。表6は、警務局の統計にもとづき特別行政区域の配置定員を勤務種別にまとめたものである。巡査総数に占める教育所担当の比率は、1921年には0.3%で、1931年8.8%、1938年9.5%と漸増していき、療養所、交易所、産業指導所等と比べれば最も高い配分となっている。だが、他業務との兼任者が一定の割合を占めている点は、いずれの施設も同様である。

他方、文教局編纂の『台湾総督府学事年報』は、教育所設置数とともに教育担任者および補助者の民族別・性別構成を掲載している(表7)<sup>37</sup>。ここからわかるのは、以下の点である。①ほぼ一貫して教育所1ヶ所につき担任者1名のみで、②1930年代に入ると学級数の増加にともない補助者の採用数が増えていること、③補助者の内訳は、1930年代前半までは日本人女性と先

住民男性が多数を占めており、それ以降は日本人警手の割合が増加していること、④漢民族の担任者・補助者は皆無だったこと。

表6 特別行政区域における勤務種別の巡査配置定員

		内勤	外勤	内訳 (再掲)						計
				教育所	療養所	交易所	産業指導所	その他	小計	
				1921	巡査部長	17	184	2	—	
	甲種巡査	91	1,614	74	40	58	14	12	198	1,705
	乙種巡査	1	480	1	—	—	1	8	10	481
	小計	109	2,278	77	40	67	17	22	223	2,387
1931		137	2,092	169 (3)	150 (25)	75 (23)	108 (69)	—	502 (120)	2,229
1935		119	1,954	196 (27)	141 (66)	86 (20)	72 (46)	— (5)	495 (164)	2,073
1938		133	1,831	186 (24)	122 (60)	82 (26)	61 (61)	18	469 (171)	1,964

(注1) ( ) 内の数字は兼任者の別記 (1921年の兼任者数は不明)。

(注2) 「内勤」は「記録、会計、統計其ノ他庶務」を職務とする (「台湾総督府地方警察配置及勤務規程」(台湾総督府警務局『大正十五年 台湾警察概要』1926年、29頁))。

(出典) 1921、31年は表3に同じ。1935年は表5に同じ。1938年：台湾総督府警務局『昭和十三年 台湾総督府警察統計書』(1940年)。

表7 教育所設置数および教育担任者・補助者の民族別・性別構成

年	教育所数	学級数	担任者数		補助者数												
			巡査		警手		嘱託		雇				小計				
			日	先	日	先	日	先	日	日	先	先	日	先			
			男	男	男	男	男	男	女	女	男	女	男	女	日	先	
1905	1		1														
1910	18		18														
1915	55		55		5	3								1	5	4	
1920	118		118		10	3		1	1					1	1	11	6
1925	177		177		14	6		1	1		1	11		1	2	27	10
1930	172	216	171	2	1	0	11	15	6		0	26	7	3	44	25	
1935	188	268	199	4	6	3	69	21	30	2	1	13	6	0	119	32	

(出典) 台湾総督府内務局文教課『大正十三年度 台湾総督府学事第二十三年报』(1926年)、台湾総督府文教局『昭和五年度 台湾総督府学事第二十九年报』(1933年)、台湾総督府文教局『昭和十一年度 台湾総督府学事第三十五年报』(1938年)。

## 教育担任者に対する講習

教育担任者の階級別を示した1921年の統計によれば(表6)、そのほとんどが甲種巡査である。先に見たように甲種巡査の養成課程は軍事訓練に重点をおいたもので、教員としての訓練を想定したものではなかった。総督府が教育担任者養成のために講じた唯一の施策は、現職担任者を対象とした講習会であった。総督府が担任者の教育を目的として開催した講習は、1921年が最初である。同年11月、総督府は全島から現職の教育所担任者52名を招集し警察官練習所にて1ヶ月間の講習を行った<sup>38</sup>。1930年代半ば以降、各州庁が独自に夏季短期講習会を実施しているが、警務局主催の講習会は、管見の限り通算7回を確認できるのみである(表8)。これらの講習に

表8 警務局主催による教育担任者講習会の概略

年月	期間	場所	参加者	講習科目(時間数)	講師	出典
1921.11	4週間	警察官練習所	各州庁の教育担任者の巡査部長・巡査52名	理蕃方針、撫育問題、蕃童教育、教育大意、教授法、国語、算術、手工、図画、唱歌、体操、遊戯、作物、肥料、農具、蔬菜、果樹、養蚕、畜産、煙草、殖林、木工用材、薪炭、窒業、救急法、防疫	警務局理蕃課長、師範学校教諭、殖産局技師・技手、総督府警部ほか	①④
1926.7	2週間	台北師範学校	同上40名	教育学、児童心理、幼年生取扱法、各科教授法、唱歌、遊戯、蕃童教育、理蕃方針、課外講演	師範学校教諭、警務局嘱託、理蕃課長ほか	①④
1928.7	4週間	第一師範学校	同上50名	心理学(8)、教育学(8)、教授法(話し方)(20)、唱歌(24)、遊戯(24)、体操(8)、図画(16)、農業(8)、各科教授法(8)、理蕃(13)、課外講演(6)	第一師範教諭、警務局事務官ほか	③
1932.7	3週間	第一師範学校	各州庁の教育担任者のうち「成績優秀なる」巡査部長・巡査27名	国体論(6)、教育学(6)、児童心理学(6)、国語(話し方)教授法(3)、図画教授法(6)、複式教授法(8)、社会教育(8)、唱歌(14)、遊戯(16)、水田作(2)、畑作(2)、養蚕(2)、園芸(2)、理蕃大綱(2)、蕃地蕃人調査(4)、蕃族旧慣・理蕃沿革・授産(4)、医療・交易(3)、蕃地整備(3)、教育所論(4)、教育所及学級経営の実際(9)	台北帝大教授、第一師範教諭、第一師範附属小・中学校訓導、台北州視学、第三高女教諭・嘱託、中央研究所技師・技手、理蕃課長、総督府警部、総督府警視ほか	③⑤
1935.7	3週間	警察会館、台北第一師範学校	「教育に相当の経験を有する」巡査部長または「将来も永く教育担任者として在任する見込」の巡査49名	理蕃概要(3)、警察官服務要義(2)、教育(10)、修身教授法(5)、国語教授法(12)、算術教授法(5)、複式教授法(5)、図画(15)、唱歌(12)、遊戯(14)、教育事務(2)、博物標本作成法(6)、謄写版使用法(6)、	理蕃課長、警務課長、視学官、台北第一師範附属小学校訓導、台北第一・第二・第三女学校教諭、台北州社会教育書記ほか	②
1938.6	3週間	警察会館	(不詳)	(不詳)	台北第一師範学校校長ほか	②⑤
1943.9	2ヶ月	警察官練習所	40名	(不詳)	師範学校教諭ほか	②

(出典) ①台湾警察協会『台湾警察協会雑誌』、②台湾警察協会『台湾警察時報』、③台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌』第5編(1934年)、④台湾総督府警務局『理蕃誌稿』第4巻(1938年)、⑤台湾総督府警務局理蕃課『理蕃の友』。

ついて指摘すべき点は、①1943年を除きいずれも2～4週間の短期講習で、1926年以降は夏季休業日を利用したものだったこと、②講習科目のうち唱歌、遊戯の占める位置がとくに高かったこと、③農業に関する多面的な知識・技術を教授したこと、④「日常生活上、又坐作進退の一挙手一投足」が「感化に大なる関係」があることを強調し、担当巡査の修練を求めたこと<sup>39</sup>、⑤旅費および講習中の宿泊費を支給したこと、である。

### 教育担任者の教育程度

警務局の統計によれば、巡査全体の教育程度を1920年から1940年まで通時的につかむことができる。また、1932～1934年の3年間に限っては、教育所教員に限定した学歴が別掲されている。

まず、巡査全体の教育程度を年代ごとに把握しておく<sup>40</sup>。1920年代初頭には、甲種巡査の7割近くが高等小学校卒であるのに対し、漢民族が多数を占める乙種巡査では約4割が公学校（6年または4年制）卒で、高等小学校卒は約1割にすぎない。1930年代には、甲種のうち高等小学校卒は約6割に減少し、中学校程度の卒業者と中退者がそれぞれ約1.5割を占めるようになっている<sup>41</sup>。乙種では高等小学校卒が2.5割程度に増加しているが、公学校卒がなお4割近くを占める。ただし、乙種のうち日本人に限定すれば、甲種と同じく高等小学校卒が6割を占める。1940年代に入ると、甲種に関してはほぼ同じ傾向がみられるのに対し、乙種では高等小学校卒が3割を超えて公学校（6年制）卒が3割を切っている。この変化は、乙種巡査に占める日本人の比率が高くなったことに基因しよう。

では、教育担任者についてはどうであったか。表9・10に1932年の教育担任者および教育補助者の教育程度とその内訳を示した<sup>42</sup>。教育担任者の学歴は、小学校卒（高等小学校卒を含む）が40.2%（中退は0.5%）、中学校程度卒が43.3%（中退は10.8%）である。同年の日本人巡査全体のうち中学校程度卒が13.1%（中退は4.7%）、高等小学校卒が62.4%（中退は3.5%）であるから、1930年前後においては教員を担った巡査の教育程度が相対的に高かったことが確認できる。他方、高等教育修了者51名（中退者60名）のうち教育所教員をつとめているのは2名（中退者1名）にすぎない<sup>43</sup>。つまり、①小・中学校の階梯に限定すれば、教育担任者の教育程度は巡査全般に比して高い分布を示しているが、②高等教育修了者のうち教育担任に配置された巡査はほぼ皆無に等しいことがわかる。

教育補助者については、約5割を小学校卒業程度の女性、約3割を教育所卒程度の男性が占めている。先の民族別構成とあわせると、警察官の配偶者および教育所卒の先住民青少年が教育補助者の主な担い手だったことがわかる。

教員の資格については、教員養成所卒を含めれば、教育担任者のうち約4分の1が有資格者である<sup>44</sup>。1920年代後半には有資格者の占める比率が1割に満たなかったから<sup>45</sup>、霧社事件を契機として1930年代初頭に有資格者を増配するようななんらかの措置が講じられた可能性も考えられる。

表9 教育担任者・補助者の教育程度

		1932				1934			
		教育担任者		教育補助者		教育担任者		教育補助者	
		男	女	男	女	男	女	男	女
帝国大学または 大学令に依る大学	卒業	2				2			
	中退	1				4			
高等学校	卒業								
	中退								
専門学校または 同程度の学校	卒業								
	中退								
中学校または 同程度の学校	卒業	76	2	5	3	80	2	15	10
	中退	21	1	1	1	25		7	
小学校	卒業	78		7	20	73		31	28
	中退	1		1					
公学校 (6年制)	卒業			1				3	
	中退								
その他		15		13		6		17	
正規ノ教育ヲ受ケサル者				1	1				1
計		194	3	29	25	190	2	73	39

(注1)「中学校または同程度の学校」には、実業学校、師範学校を含む。

(注2)「小学校」について、尋常科・高等科の区別は不明。

(注3)「その他」には、教員養成所、実業補習学校、蕃童教育所を含む。

(出典) 1932年：台湾総督府警務局『昭和七年 台湾の警察』(1932年)、1934年：台湾総督府警務局『昭和九年 台湾総督府警察統計書』(1935年)。

表10 教育担任者・補助者の教育程度 (内訳)

教育担任者					教育補助者				
種別	1932		1934		種別	1932		1934	
	男	女	男	女		男	女	男	女
私立大学卒	2		2		中学校卒業			6	
私立大学中退	1		4		商業学校卒業			1	
中学校卒	25		31		実業学校卒業			1	
実業(工業)学校卒	1		2		農学校卒	3		5	
農(林)学校卒	9		10		高等女学校卒		2	7	
小学校本科正教員	16	1	12	1	鉄道学校卒	2			
公学校本科正教員	2		3		実科女学校卒		1	1	
小学校専科正教員	2		3		小学校本科正教員			1	
尋常小学校准教員	19	1	17	1	公学校本科正教員			1	
公学校准教員	2		2		小学校専科正教員			1	
中学校中退	19		21		小学校准教員				1
商業学校中退	1		1		師範学校中退			1	
家政女学校中退		1			中学校中退			4	
師範学校中退	1		3		農学校中退				
小学校卒	78		73		工業学校中退	1			
小学校中退	1				電気学校中退			1	
教員養成所卒	8		5		高等女学校中退		1		
実補中退	1		1		小学校卒	7	20	31	28
教育所卒	6				小学校中退	1			
計	194	3	190	2	公学校卒	1		3	
					農業補習学校卒業			1	
					教育所卒	13		17	
					正規ノ教育ヲ受ケサル者	1	1		1
					計	29	25	73	39

(出典) 表9に同じ。

勤続期間

中野裕也は、教育所に入学してから卒業までの4年間（1938～43年）に担任者が6回も変わったという証言をもとに、「日中戦争の進展に伴って教育担当者が次々と応召され、その欠員を駐在所の同僚達が順次埋めていたため」教育所教育は「混乱」をきたしていたと述べている<sup>46</sup>。教育担任者の交替が頻繁であったという事実の指摘は重要であるが、その要因を日中戦争の全面化のみに求めるのは妥当なのか。全島的な状況を論じる資料はないが、1920年代初頭に開設された台北州下のふたつの教育所の記録に即して、教育担任者の勤続状況を検討する（表11）。

キンヤン教育所は、1921年3月甲種蕃童教育所（4年）として開所したのち、1929年4月に補習科（2年）を設置（1934年農業科と改称）し、1945年まで1学年1学級編成で存続した。1944年までの卒業生累計は男62名・女46名である。同教育所台帳に教育担任者として記録されているのは、1921年4月5日着任の巡査A<sub>1</sub>から1944年8月12日着任の巡査A<sub>14</sub>までの14名、担任補助者は1929年9月10日着任の警手B<sub>1</sub>から1945年6月9日着任の雇C<sub>1</sub>までの13名である<sup>47</sup>。着任および退任の日付から教育担任者の勤続月数を算出すれば、最短1.5ヶ月、最長6年9ヶ月、平均約20ヶ月で、過半の9名が1年未満で退任している。着任前の職業や勤務地については不明だが、転出先については、同じ台北州下の駐在所、警戒所等の警察機関への転勤が11名で大半を占め、その他には退職2名、応召1名となっている。担任補助者については、最短1ヶ月、最長3年11ヶ月、平均約12ヶ月で、8名が1年未満で退任しており、教育担任者よりさらに短期間で転出入が繰り返されているほか、最大で3年半近い欠員の時期がある。転出の事由は、退職8名、台北州下警察機関への転勤1名、応召1名、解職1名、不明2名である。

他方、ピヤナン教育所は、1920年11月校舎落成とともに授業を開始した後、翌21年3月に乙種蕃童教育所として認可を受け、次いで1922年9月甲種蕃童教育所に昇格、1927年4月補習科を設置（1937年農業科と改称）、1945年まで1学年1学級編成で存続した。1944年までの卒

表11 教育担任者・補助者の勤続期間

		延人数 (人)	勤続1年 未満(人)	最短	最長	平均	主な転出先・転出事由
キンヤン教育所 (1921.3-1945.8)	教育担任者	14	9	1.5m	6y9m	1y8m	台北州下の警察機関11名、退職2名、応召1名
	教育補助者	13	8	1m	3y11m	12m	退職8名、台北州下の警察機関1名、応召1名、解職1名
ピヤナン教育所 (1920.11-1945.8)	教育担任者	11	3	5m	4y8m	2y1m	台北州下の警察機関4名、退職2名、応召1名
	教育補助者	17	12	0.5m	2y6m	10m	退職5名、台北州下の警察機関4名、昇進3名、練習所2名、病死1名

(注) 「y」は年数、「m」は月数を示す。

(出典) 「キンヤン教育所台帳」、「ピヤナン教育所台帳」。

業生累計は男 96 名・女 95 名である。教育担任者として記録されているのは、1921 年 4 月 1 日着任の巡査 A<sub>1</sub>から 1940 年 7 月 23 日着任の巡査 A<sub>11</sub>までの 11 名、担任補助者は 1929 年 6 月 6 日着任の雇 C<sub>1</sub>から 1944 年着任（月日不明）の警手 B<sub>12</sub>までの 17 名である<sup>48</sup>。教育担任者の勤続月数は、最短 5 ヶ月、最長 4 年 8 ヶ月、平均約 25 ヶ月で、1 年未満での退任は 3 名である。転出先は、台北州下の警察機関への転勤が 4 名、退職 2 名、応召 1 名、未記入 4 名となっている。担任補助者については、最短 0.5 ヶ月、最長 2 年 6 ヶ月、平均約 10 ヶ月で、8 割近い 12 名が 1 年未満で退任している。転出の事由は、退職 5 名、台北州下警察機関への転勤 4 名、巡査拝命 3 名、警察官及司獄官練習所へ入所 2 名、病死 1 名、不明 2 名である。

以上から、教育担任者の異動は全期間を通じて頻繁で、勤続期間 1 年未満の者が多数を占めたこと、台北州下の警察機関への転出が最多であることがわかる。1938 年以降応召による転出が一定あったことは確かめられるが、日中戦争の全面化以降に勤続期間が目立って短いというわけではない。台中州および高雄州下の駐在所の須知簿によれば<sup>49</sup>、巡査および警手は同様に短期で異動を繰り返していること、および、同一州下の警察機関での転出入が大半を占めていることがわかるから、警察職員の頻繁な異動はおそらく全島的な傾向だったと推察される。

### 第 3 節 教育実践上の問題

#### 巡査による教育所兼任

先に掲げた表 7 によれば、教育所 1 ヶ所当たり少なくとも 1 人の教育担任者が配置されていたことになる。だが、巡査による兼任であったがゆえに以下のような問題が現実的には生じており、関係者の間では「教育担任位は専任にやらして貰はんことには教育は出来ない」<sup>50</sup>といった批判が散見される。

人繰りの都合があるから「当分君は教育担任でもやつて居り給へ」といふやうな工合、その担任者の勤務割も今日は水路の見廻りだ、明日は道路の補修だ、次は蕃社の掃除だ等と教育の方面は雨でも降つた時にやるやうにして晴天の中には外の仕事を片つけておかうといふやうな塩梅、甚だしいのは二月も三月も捜索隊に編入され教育は徒らに門前雀羅を張るといふ有様であつては教育の出来やう筈がない<sup>51</sup>

唯二名駐在してゐるので一名は取締といふ訳で一名では専任にすることも出来ず、実際は止むを得ず教育を担当してゐるだけでホンの片手間にやつて見る位で、気が向かなければ二日も三日も生徒は庭掃きとブラブラとに日を送ることもあるのではないか<sup>52</sup>

時代が下るとともに駐在所 1 ヶ所あたりの巡査数が削減の傾向にあったのは先に見たとおりであり、巡査に兼任させたことに由来する上述のような「弊」を解消する条件は乏しかった。理蕃課囑託の鈴木質は「道路修繕で休業とか、開墾の為め休業といった有様で教育が理蕃の先頭であることに気付かぬ風である」<sup>53</sup>と難じているが、教育所の「不振」は現場の問題というよりは



駐在所勤務の巡査に教育担任者を兼任させたことによる必然の帰結であり、むしろ「教育が理蕃の先頭」ならざることの証左でもあった。

### 教育担任者の「意欲」

警察関係者による論説等には、「蕃地勤務者とし言へば、比較的成績良好ならざるか品性に劣るところあるか或は平地に於て過失あり、懲戒的に転命さるること多かつた」<sup>54</sup>というような文言がしばしば見られる。また、当局自身、タイヤル族の武装蜂起（1930年、霧社事件）によって深甚な打撃を受けた後、その善後策として部内者向けにまとめた「理蕃警察改善要綱」のなかで、従来は「優秀ナラサルモノハ之ヲ蕃地ニ勤務セシムルカ如キ謬レル人事方針ヲ採リシ傾向」があったと批判的に述べている<sup>55</sup>。

さらに、台南州在勤のある警部補による次のような怨言は、特別行政区域勤務の警官に対する世間の一般的評価をよく示している<sup>56</sup>。

山の大人てふ一種の侮蔑的呼称を付し、無聊に<sup>マツ</sup>困み油売専門にして、只蕃財に腐心しあるかの如く誤解し、逢へば必ず其の蕃財の多寡を問ふ（「大人」は長官に対する敬称—北村注）

このような指摘は1940年代まで一貫してみることができ、風評というだけでなく当事者たちの意識をも強く捉えていたと考えられる。

なかでも、教育担任となった巡査の間では、「教育担任を長くしてゐると警察本来の仕事が出来なくなる」「担任者では万年巡査で将来発展は望み得ない」<sup>57</sup>といった焦燥感とも苛立ちともいふべき心情に捕われる者が少なくなかったようである。前任者の転出により「意外」の展開で教育担当を命じられたという花蓮港庁のある巡査は、一日の務めの後「ジツト教衣ノ姿ヲ視テハ怨メシイ気モ湧イテクル」<sup>58</sup>と記している。

### 勤続期間の問題

教育担任者が教育活動に専念するのを困難にしたのは、巡査の職務が多岐にわたるという制度上の問題だけではなかった。「現担任者の多くは何時転勤かも分らぬと言ふ風な心持で常にウカウカ」しているため「能率」が挙げないとの批判は少なくない<sup>59</sup>。「何時転勤かも分らぬ」という落ち着きのない状況の背景には、当局による頻繁な人事異動と、巡査自身の異動希望という事情があったらう。

教員の頻繁な異動やそのことに由来する教員の「ウカウカ」した心情が、子どもたちの学習に与えた影響は小さくなかったはずである。1927年半ばに高雄州下の教育所へ赴任したある巡査は、「三年生だと言ふのに五十音全部が読めない、十以下の加法がやれない、朝夕の挨拶さへも弁へないのがある」という状況に驚き、「いくら蕃童だと言つてこんな筈はない—と思つて、事情を調べてみると、近年担任者の交替が頻繁なのに基因してゐるらしい」<sup>60</sup>といくぶんの義憤をこめて記している。もとより学習成果の「低調」ぶりを単一の要因によって説明することはできないが、担任の頻繁な交替が「停滞」を招いたとの観察は問題のひとつの局面を捉えたものであろう。

なお、「いくら蕃童だと言つて」という言辞は、「蕃童だから」知的能力に劣り礼儀もわきまえないのだという偏見が先住民児童を取り巻いていたこと、さらには、教育の「低調」ぶりをもっぱら先住民側の「能力」の問題に還元されていたであろうことを容易に想像させる。

### 教員の語学力

総督府が「民情視察」「治安維持」の必要から警察官の語学習得を奨励したことは先に述べたとおりである。だが他方で総督府は、財政上の理由から通訳兼掌者への手当支給枠を段階的に縮小している。1922年以前は語学試験合格証書の所有者すべてが手当支給の対象であったが、1931年時点では甲種合格者の9割強、乙種の2~3割のみとなっている<sup>61</sup>。しかも、手当の額は合格証書の等級だけでなく階級によって異なり、巡査は最低1円~最高20円、判任官は最低2円~最高30円であったから、1930年代半ば頃には、一般巡査の間で「語学に力を注ぐのは馬鹿らしいと言ふ氣」や「(語学試験は)全く奨励と言ふ意味を忘却したやうな結果」だという不満が生じていたようである<sup>62</sup>。総督府は、語学習得の重要性を繰り返し強調しながら、そのための財源を確保することはなかった。総督府が現場の警察官に求める語学力の「緊要度」とは、その程度のものであった。

しかも、語学奨励策が効果をもつような現実の基盤は脆弱であった。教員を担った巡査に関しては以下のような問題が指摘できる。高雄州主催の教育担任者講習会では、講師の柘島警部が「担任者の蕃語習得も必要ではあるが、先づ生徒に国語の練習、国語の習熟に特に重きを置かれん事」<sup>63</sup>を強く主張している。また、総督府囑託として1920年代後半の先住民教育政策に深く関わった鈴木質は、「教授上蕃語は使用しなくとも差支へない」「特に国語の教授に蕃語の使用は禁物である」<sup>64</sup>と断じており、教授上の手段としても先住民言語の使用を認めていない。1932年理蕃課視学官に就任した横尾広輔は、「教育所の生徒や其の卒業生などに対し、妄に蕃語を振り廻す事は考へもの」<sup>65</sup>と論じている。たしかに、教育所への就学「督励」や生徒の発音「矯正」のためには「蕃語」に通じていることが有利であるという議論は少なくないし、1921年の教育担任者講習会の修了式では、警務局理蕃課長が「彼等(先住民児童——北村注)を教へ導くことは困難である故に、先づ第一に蕃語研究は極めて大切」と強調するとともに、わざわざ「蕃童教育の主任にして、蕃語の全く出来ない人もある」と指摘して教育担任者の奮起を促している<sup>66</sup>。だが、現実的に語学習得を促すような条件は乏しかったといわざるをえない。

では、教員の語学力は教育実践上どのような意味をもったのか。警察官の「蕃語」習得率がごく低かったことは先にみたとおりであり、「国語を解せぬ生徒と蕃語を解せぬ先生では、口授教育は不可能」<sup>67</sup>というような事態が少なからず生じていたことは想像に難くない。また、次のような事態が展開していたことも見逃しえない。以下は、花蓮港庁下の銅門教育所で新入生30名と留年生10名からなる1年生を担当してまもない巡査の近況報告である<sup>68</sup>。

此の児童又仲々先生と話した相にする。入学当日に蕃語を使つたきり先生は全部国語で間に合わせてゐるが無効でもなささうだ。此の分ではと今日 国語でやつてゐる。彼等も仲々国語で話す

日本語を解さない生徒たちに対して日本語だけで「間に合わせ」という状況を強いていること、そのような状況を支えているのは「先生と話したい」という生徒たちの思いであると記していることが注目される。留年生が4分の1を占めていた状況を考えればこの巡査の観察は皮相に過ぎると思われるし、彼のタロコ語の習熟度がどれほどのものであったかを判断する材料はない。だが、言語の相違ゆえに授業が成り立ちがたい状況が広くみられるなかで、教員が決して率先して先住民の言葉を話そうとはしなかったことは読み取れよう。この教育所の授業を成り立たせていた（あるいは、この巡査をして授業が成立していると思わしめた）のは、「先生と話した相にする」と巡査が捉えた、先住民児童の「学習」意欲にほかならない<sup>69</sup>。教員の語学力の貧困さは、教授上の「障害」であるという以上に、先住民児童の日本語習得を促す現実的な基盤の一角をなしていた。

## むすび

以上、教育所の教員を担った巡査の具体像を検討し、そこに教育実践上どのような問題があったのかを考察してきた。

総督府が教育所教員としてどのような人材を配したかを通観すれば、限られた人員と予算のもとで、総督府が教育所教員のために講じた措置はごく限定的なものであったことが歴然としている。改めて論点を整理すれば、第一に、総督府は教育所専属の人員を確保することなく、駐在所勤務の巡査に教員を兼任させた。霧社事件の善後策の一環として専任巡査の増員が若干あったものの、教育担任者が物理的にも心情的にも教育所の業務に専念しがたい状況が解消されたとはいえない。第二に、総督府が講習会という形で教育担任者への教習を始めたのは、「蕃童教育標準」公布から10年以上も経た1921年以降のことである。しかも警務局主催の講習会は頻度の点でも対象の点でもごく限定的なものにすぎなかった。教員としての知識技能向上のために講じた措置が不十分であっただけに、その分、教員自らの「精神的修養」が声高に求められた観がある。第三に、教育経験者や教育程度の比較的高い者を教育担任者として多用しているとの指摘は当時の為政者や既往の研究にしばしば見られるが、そうした人材を教育所教員として優先的に確保するための制度的な保障はなんらなかったし、実態においても十分な裏づけは得られなかった。第四に、先住民言語に通じた巡査の比率はごく低かった。これは「民情査察」の観点からすれば「憂慮」すべき事態ではあったが、総督府は事態を打開するだけの有効な措置を講じなかったし、先住民教育の現場ではむしろ巡査が先住民言語を用いないことが教育上「効果的」でさえあるとされていたのである。

これらの特徴は、先住民政策において教育所教員の問題が低い位置しか占めていなかったことをよくものがたっている。1920年代半ば以降になると、先住民教育が先住民政策の「要」であるといった文言が散見されるようになるけれども、総督府が教育担任者養成のために予算をともなった十全な措置を取らなかった以上、それは単なる掛け声にすぎなかったと言うべきであろう。

ただし、為政者にとって緊要でなかったということは問題が些細であったことを意味しない。

教育所の生徒たちは、教員の頻繁な交替や教員の間での無気力感の蔓延といった劣悪な教育状況下での学習を余儀なくされた。先住民教育をめぐるこのような貧困な条件は、為政者にとっての先住民教育の位置を反映したものにほかならない。しかも、仮に諸条件を幾分「改善」するような措置が講じられたとしても、それは先住民にとっては矛盾の深まりを意味した。

なお、十分に論じきれなかったものの、教育所の置かれた劣悪な条件を正当化し、かつ、劣悪な条件に由来する教育の「不振」を説明する方便として、先住民を「低能」とみなす議論が根強くあったという問題を指摘しておく。先住民に対する偏見が根深かったというだけでなく、政策に内在する課題として議論されなかったという点が重要である。

本稿において残された課題は、以下の2点である。

第一に、蕃童教育所の教員となった先住民の存在については概要を述べるにとどまった。本論で指摘したように、文教局の『学事年報』によれば、1930年代前半までは教育補助者の約半数を男性の先住民が占めた。ただし、実数では1930年で25名、1935年で32名であるから、補助者を含む教員総数のおよそ1割にとどまり、まして同時期の先住民全体からみればごく例外的な存在に過ぎない。したがって、その存在を過大にクローズアップすることには慎重であらねばならないだろう。しかし同時に、教育所卒業後に先住民教育の担い手となった先住民青少年の存在とその役割を看過することもできない。どのような人物が教員となり、どのような勤務状態であったのか、そのことが教育実践上ひいては先住民政策全体においてどのような意味をもったのかといった問題の検討は、今後の課題とせざるを得ない。

第二に、巡査が教員であったことが、蕃童教育所の就学率が上昇する過程でどのような意味をもったかについては論及できなかった。就学率上昇の要因については、これまで論拠の不十分のまま巡査が教員であったこととの連関が指摘されてきたことは冒頭で述べたとおりである。今後、まずは蕃童教育所の教員による就学「督励」の実態を解明することで、この課題を追究する手がかりを探ることとしたい。

#### 注

- 1 1903年に「蕃人蕃地二関スル事項」が警察本署の所管となって以降、管轄官庁は以下のように変遷する。1903年警察本署→1909年蕃務本署→1915年警察本署→1919年警務局。
- 2 警手とは特別行政区域のみに配置された警備・雑役を担う雇員を指す。以下、煩雑を避けるため、特に職種を区別する必要のある場合を除き呼称を巡査に統一する。
- 3 近藤正己『総力戦と台湾——日本植民地崩壊の研究』(刀水書房、1996年)、278頁。
- 4 近藤正己「台湾総督府の「理蕃」体制と霧社事件」(大江志乃夫他編『近代日本と植民地2』岩波書店、1992年)、42～43頁。
- 5 郭錦慧「美麗新世界——論日治時期運行於原住民部落中的規訓權力」(台北・国立台湾大学社会学研究所修士論文、1998年)、59～60頁。
- 6 巡査の階級は、巡査部長、甲種巡査、乙種巡査からなる。1920年、漢民族を対象として設けていた巡査補を廃止し、巡査に甲乙の二種を設けて職分職権を区別した。(表4)に示したように階級別の民族構成は顕著である。
- 7 松田吉郎「教育所・教師論——霧社事件前後を中心に」(『兵庫教育大学研究紀要』第22号、2002

年3月)。

- 8 山路勝彦『台湾の植民地統治 ——<無主の野蛮人>という言説の展開』(日本図書センター、2004年)、同「国語演習会という饗宴 ——皇民化政策下の台湾と教育所の子どもたち」(『人文学報』第82号、京都大学人文科学研究所、1999年3月)。
- 9 前田均「日本統治下台湾の蕃童教育所女性補助教員からの聞きとり」(『天理大学学报』第183号、1996年9月)、中野裕也「植民地統治下の一台湾原住民村落における日本語教育史」(『慶応義塾大学日吉紀要 言語・文化・コミュニケーション』第19号、1997年)等。
- 10 筆者の基本的な見解をあえて記すとすれば、前者の認識に大筋では共感する部分が多く、後者のような事例は教員・生徒の双方に見られる見解であったとしても、あくまで個別の事例にとどまると考える(ここで十分に議論を展開できないが、さしあたり、証言の多くが1930年代以降の経験に限定されていること、聞き取りのほとんどが日本語のみで行われていること、そのことに由来する話者および話題の偏りをまぬがれないことを指摘しておく)。もっとも、植民地下の先住民教育の「暴力性」「低劣さ」については、実態に即してその内実を捉えなおすことが切実な課題だと考えている。加えて、日本植民地期に関する台湾先住民の証言をどのように読み解くかは、それ自体、別個に考察されるべき重要な課題である。
- 11 以下に各資料の概要を示す。
  - ・台湾警察協会『台湾警察協会雑誌』(1917年創刊、1930年に『台湾警察時報』と改称、1944年廃刊)：台湾警察協会(1917年創設)の機関誌。主な読者は島内の警察関係者。
  - ・台湾総督府警務局理蕃課『理蕃の友』(1932年創刊、1943年廃刊)：霧社事件を契機に創刊。
  - ・花蓮港庁警務課『蕃地教育』(1934年創刊)：ガリ版刷り。現存を確認できたのは、第5号(1934年10月)および第8～12号(1935年2～7月)の6冊のみ(台湾・国立中央図書館台湾分館所蔵)。
  - ・「教育所台帳」：教育所の沿革、就学状況、卒業生の状況、教育設備等を記録した簿冊。1928年「教育所ニ於ケル教育標準」により学籍簿や出席簿等とともに各教育所に備えるよう定められた。残存しているのは、管見の限り台北州下のキンヤン教育所およびピヤナン教育所の2冊のみである(台湾・宜蘭県史館所蔵)。
- 12 台湾総督府は、先住民の居住する中央山脈一帯を一般法令の施行区域外とし、警察関係部局の管轄下に置いた。現在でも「蕃地」という当時の通称が多用されるが、本稿では引用文を除き「特別行政区域」と記す。
- 13 近藤は、蕃童教育所の就学率の上昇ぶりについて、「教育所が警察の管轄であり、教師が警察官であったことに要因が求められよう」と論じている(前掲近藤『総力戦と台湾』、293頁)。また、林えいはいは、「戦場へ引率して戦闘を指揮したのは、地元の警官達であり、子供の頃から教育に当たった蕃童教育所の教師でもあった。表向きは志願であるが、内実は警官による指名だといえる」と論じ、先住民青少年を戦場へ向かわせた決定的な要因が教師＝警官にあったことを強調している(林えいはい編『台湾植民地統治史 ——山地原住民と霧社事件・高砂義勇隊』梓書院、1995年、124頁)。
- 14 先住民征服戦争が本格化する時期までの総督府の先住民政策については、別稿で検討した(北村嘉恵「台湾植民地戦争下の先住民政策 ——撫墾署の設置と先住民の対応」(『日本史研究』第494号、2003年10月)。なお、1902～03年を総督府の先住民政策の画期とする点については先行研究でもほぼ通説的理解となっている。上記の論考は、従来の研究が「恩撫主義から武力主義へ」と把握してきたこの時期の政策展開の性格を捉え直そうとするものである。
- 15 「理蕃政策大綱」に関しては、前掲近藤『総力戦と台湾』を参照。
- 16 「二見警務局長訓示」「理蕃事務打合会」(『理蕃の友』第6年9月号、1937年9月)、1～2頁。
- 17 近藤は、「理蕃」の戦時体制が構築されるのは、高砂族自助会、高砂族授産指導要目、高砂族氏名新定変更等が協議された1939年3月の理蕃事務打合会においてであると述べている(前掲近藤『総

力戦と台湾』、305頁)。

- 18 大江志乃夫は、「台湾植民地化は、日清戦争とは別の新しい戦争として、長期にわたる台湾植民地戦争を日本がたたかうことによって達成された」と論じ、漢民族に続いて先住民族に対する制圧戦が収束する1914年までを台湾植民地戦争と規定している。また、大江はこの20年間にわたる植民地戦争を三期に区分し、台湾民主国を崩壊させるまでの第一期(1895~96)、漢民族のゲリラ的抵抗を制圧するまでの第二期(1896~1902)、山地先住民族の軍事制圧を主目的とする第三期(1902~1914)と整理している(大江志乃夫「植民地戦争と総督府の成立」(大江志乃夫他編『近代日本と植民地2』岩波書店、1992年、4頁)。筆者は、大筋において大江のこのような把握を踏襲する。そのうえで、総督府が林野資源の獲得を主な目的として先住民の「帰順」および武器没収を進めた第三期を先住民征服戦争と規定する。第三期における総督府の軍事行動については、現在においても「討伐」「討蕃事業」といった当時の表現を(括弧付きであれ)用いる先行研究が少ない。筆者は、「対高砂族征服戦争」(若林正文)、「原住民征服戦争」(駒込武)、「先住民征服戦争」(小林岳二)等の先行研究の表現にならい、引用文の場合を除き「先住民征服戦争」という用語を用いる(若林正文「総督政治と台湾土着地主資産階級——公立台中中学校設立問題1912~1915年」(『アジア研究』第29巻第4号、1983年1月)、駒込武『帝国日本の文化統合』(岩波書店、1996年)、小林岳二「清末・日本統治直後、政権交代期の台湾先住民——文書から見た「帰順」」(『東洋学報』第80巻第4号、1999年3月))。
- 19 台湾総督府警察本署『理蕃誌稿』(第1巻、1918年)、843~847頁。
- 20 前掲『理蕃誌稿』第1巻、843頁。
- 21 台湾総督府警務局『高砂族の教育』(1938年)所載の「教育費予算及決算創設以来の費額一覧」、および、台湾総督官房統計課『大正三年 台湾総督府第十八統計書』(1915年)所載の「地方税支出」より算出。
- 22 日本統治期全期にわたる教育所就学率の統計は、管見の限り確認できていない。本稿では、先住民総数から算出した推定学齢児童数(総数×0.12)に基づき就学率を計算した。『台湾総督府学事年報』によれば先住民総数に対する蕃人公学校(6年制)の学齢児童数の比率は約18%であり、これをもとに教育所(4年制)の推定学齢児童数を先住民総数の約12%とした。なお、台湾総督府警務局『高砂族の教育』(1938年、1943年)によれば、教育所の就学率は1933年が64.1%(男69.1%、女58.7%)、1941年が86.1%(男86.9%、女85.2%)である。筆者は、この統計がどのような実態を反映していたかの検証も含めて、教育所の就学率が高かったという通説については再検討が必要だと考える。学校設置数等の条件を考慮しないまま、公学校の就学率と対比して教育所の就学率の高さを過度に強調することは、むしろ問題である。
- 23 「国民学校令」(勅令第148号、1941年3月1日)の公布を受け、同年3月26日、勅令第255号により台湾教育令が改正された。同改正は、「初等普通教育八国民学校令二依ル」(第二条)と定めた。いずれも同年4月1日施行。
- 24 前掲『高砂族の教育』(1943年)、12頁。
- 25 1902年公布「台湾総督府巡查看守採用規則」(訓令第35号)による。台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌』第5編(1934年)、294~295頁(以下、『警察沿革誌』と略記)。採用規則の改定のために採用資格は変化するが、特別採用の対象は基本的に警察・軍隊経験者であった。
- 26 前掲『警察沿革誌』第5編、768頁。
- 27 『台湾警察協会雑誌』(第42号、1920年11月)、40~43頁。以下『警察協会』と略記。
- 28 「日本人」「漢民族」「先住民族」をそれぞれひとつの民族とすることは妥当とはいえないものの、戦前期台湾の統計資料等が「種族」の分類法として用いた「内地人」「本島人」「蕃人」に対応する括りとしてさしあたり用いる。

- 29 乙種巡査の前身は、1899年に巡査の補助として漢民族を傭使するために設けた巡査補（雇員）。1920年、巡査補を廃し、巡査を甲乙の二種とし、職分職権に区別を設けた。1920年当時、漢民族8割、日本人2割であるが、1930年代には比率が逆転し8割近くを日本人が占めるようになっている。
- 30 鷺巣敦哉は、警察官及司獄官練習所教官としての経験にもとづき、「(内地人が)乙種巡査となる近道は先づ警手」だと説いている(鷺巣敦哉『甲乙種巡査採用試験の実際と受験の要訣』1935年、48頁)。
- 31 1897年7月、総督が拓殖務大臣あてに稟申した勅令案の理由書による。前掲『警察沿革誌』第5編、913頁。以下、語学奨励策の展開については同書を参照。
- 32 前掲『警察沿革誌』第5編、933～944頁。
- 33 「土語」「蕃語」の種類指定は、1907年1月、警察本署長から各地方長官あての通牒による。なお、1922年には、総督府が先住民族の分類法を7民族と定めたのを受けて、「蕃語」の種類も7種に変更された(『警察沿革誌』第5編、928、933頁)。
- 34 「蕃語」の試験方法については、「蕃語通訳兼学者銓衡二関スル件」(民政長官通牒、1906年11月)による。前掲『警察沿革誌』第5編、922～923頁。
- 35 民族別人口に対する言語別証書取得率の上位3つは、次の通り。タイヤル語(タイヤル119人につきタイヤル語証書取得者1人)、ブヌン語(ブヌン174人につきブヌン語証書取得者1人)、パイワン語(パイワン509人につきパイワン語証書取得者1人)。
- 36 台湾総督府警務局『蕃人教育概況』(1935年)。
- 37 警務局による統計と文教局による統計では数値が一致せず、これらの統計がどれだけ実態を反映したものか判断は難しい。ただ、両者のズレは事務処理上の不備というだけでなく、後述するように担任者や補助者の流動性が高かったという状況の反映とも考えられる。
- 38 「蕃童教育主任特別練習開始」「蕃童教育主任入所宣誓式」(『警察協会』第54号、1921年11月)、110～112頁。
- 39 第1回講習会の修了式における警務局理蕃課長の訓示。宇野英種「蕃童教育に就て」(『警察協会』第61号、1922年6月)、34頁。
- 40 台湾総督府警務局『大正十年 警察概要』(1923年)、同『昭和七年 台湾の警察』(1932年)、同『昭和十五年 台湾総督府警察統計書』(1942年)による。
- 41 「中学校程度」とは、中学校のほか実業学校および師範学校を含む。これらを同等の教育程度とみなすことは、入学資格や卒後進路の点から妥当ではないが、統計上の分類に従わざるを得ない。
- 42 台湾総督府警務局『昭和十五年 台湾総督府警察統計書』(1942年)による。
- 43 台湾総督府警務局『昭和八年 台湾総督府警察統計書』(1934年)所載の「巡査ノ教育程度別現在員」(70頁)より算出。「高等教育修了者」には、帝国大学(または大学令による大学)・高等学校・専門学校(または同程度の学校)の卒業者を含む。
- 44 1930年度の学事年報によれば、小学校教員のうち有資格者の占める比率は9割を超えており(男98.5%、女88.9%、平均95.8%)、公学校でも平均7割を超えている(日本人・男91.2%、日本人・女65.1%、台湾人・男73.7%、台湾人・女70.9%、平均75.2%)。台湾総督府文教局『昭和五年度 台湾総督府学事第二十九年報』(1933年)所載の「資格別教員」より算出。
- 45 台湾総督府囑託の鈴木質は、1926年には教育担任者177名・補助者39名のうち有資格者12名、1927年には教育担任者183名のうち有資格者12名と記している(鈴木質「蕃人教育私見(四)」(『警察協会』第111号、1926年9月、110頁)、同「蕃人教育改善私見(四)」(台湾教育会『台湾教育』第304号、1927年12月、43頁)。
- 46 前掲中野「植民地統治下の—台湾原住民村落における日本語教育史」、44頁。
- 47 「巡査A<sub>1</sub>」「警手B<sub>1</sub>」等の英数字は便宜上職種別に付した識別番号。A=巡査、B=警手、C=雇を示す。なお、教育所台帳は戦後も襲用されており、1946年2月1日から1949年9月1日までに着任し

た3名の教員が記録されているが、ここでの検討からは除外する。

- 48 この教育所台帳も戦後襲用されており、1946年5月1日から1957年10月着任までの18名の教員が記録されている。前注と同様、検討からは除外する。
- 49 須知簿とは、「警察上最モ緊要ナル部内ノ諸事項ヲ登録シ置ク簿冊ニシテ、部内ニ於ケル警察上ノ状況ヲ一目ニシテ知悉シ得ベキ、重要ナル記録」で、警察署、警察課、支庁、派出所、駐在所等に備えるよう定められた(台湾総督府警察官及司獄官練習所編『台湾地方警察実務要覧』1928年、84頁)。残存を確認しえたのは、台中州(現台中県)および高雄州(現屏東県)の複写本で、以下のとおり。万大、マレッパ、イナゴ、過坑(以上、台中州能高郡管内)、マカザヤザヤ、バクヨウ、カサギザン、ワカバ、獅子頭、内獅子頭(以上、高雄州潮州郡管内)。(いずれも、台湾・中央研究院民族研究所および同台湾史研究所所蔵)。なお、近藤は屏東地域での調査により現物を数冊確認している(前掲近藤『総力戦と台湾』、313頁)。
- 50 田子大民、「蕃人教育管見(三)」(『台湾警察時報』第31号、1931年5月1日)、8頁。
- 51 田子大民、同上。
- 52 城東野人「教育所見聞記(四)」(『警察協会』第144号、1929年6月)、38頁。
- 53 前掲鈴木質「蕃人教育改善私見(四)」、44頁。
- 54 阿部備「理蕃政策と人選配置」(『警察協会』第67号、1922年12月)、46頁。
- 55 「理蕃警察改善要綱」(1931年)、1頁。奥付なし。表紙に300部と墨書きがある。本資料について、近藤は「部内者に配布されただけで、公にされた形跡がない」と推測している(前掲近藤「台湾総督府の「理蕃」体制と霧社事件」、54~55頁)。
- 56 前掲阿部備「理蕃政策と人選配置」、44~45頁。
- 57 前掲田子大民「蕃人教育管見(三)」、9頁。
- 58 プセガン教育所・志垣生「新任ノ諸感想」(花蓮港庁理蕃課『蕃地教育』第11号、1930年6月15日)、16頁。ここでいう「教衣」が具体的にどのような服装であったかは不明である。教育担任者の服装については、警察官の制服が好ましくないとの議論があり、台北州で黒縞子の教務服を制定しているほか、長袴着用事例が確認できる。なお、高官の視察等に際しては、制服・帯剣の正装で授業に臨んだようである。
- 59 鈴木質「蕃童教育改善具案(二)」(『警察協会』第117号、1927年3月)、55頁。
- 60 屏東・晨太郎「教育所児童教育に就て」(『警察協会』第133号、1928年7月)、205頁。
- 61 前掲『昭和七年 台湾の警察』所載の通訳兼掌者数の統計より算出。
- 62 鷺巣生「警察今昔譚 その一 通訳兼掌漫談」(『台湾警察時報』第220号、1934年3月1日)、104頁。
- 63 彙報「蕃童教育担任者講習会」(『警察協会』第88号、1924年9月)、130頁。
- 64 鈴木質「蕃人教育私見(四)」(『警察協会』第111号、1926年9月)、115頁。
- 65 横尾生「座談会感想記(上)」(『理蕃の友』第1年10月号、1932年10月)、3頁。
- 66 宇野英種「蕃童教育に就て」(『警察協会』第61号、1922年6月)、33~34頁。
- 67 前掲「蕃童教育担任者講習会」、130頁。
- 68 銅門・渡邊「雑信」(花蓮港庁理蕃課『蕃地教育』第11号、1930年6月15日)、17頁。
- 69 教育所に対する先住民児童の態度は当然多様であったはずであるし、学習に対する「意欲」は教育所の教育内容にとどまるものではなかったと考える。教育所に対する先住民側の対応については稿を改めて検討したい。